

有期職員の県互助加入・退会手続きのお願い

加入手続き

互助組合加入を希望される方は**提出期限内**に「㊦加入申込書」を提出してください。

- 1 対象者 公立学校共済組合広島支部の組合員資格を取得された方
共済組合員証番号が変更された場合や、期間を空けて採用（共済組合員資格を再取得）された場合で、互助組合に加入したい方は、**その都度加入申込書の提出が必要です**。
なお、退職医療制度の加入者は、現職制度には加入できません。
- 2 **提出期限 公立学校共済組合広島支部の組合員資格取得日から 20 日以内（必着）**
- 3 提出方法
 - ① 互助組合のホームページから「㊦加入申込書」をダウンロードしてください。
※ 有期職員の「㊦加入申込書」は2種類あります。短時間勤務会計年度任用職員等は、「㊦加入申込書 **短時間勤務会計年度任用職員**」を、その他の有期職員は、「㊦加入申込書 **任期付職員 臨時的任用職員 再任用（フルタイム）等 有期職員**」をダウンロードしてください。
 - ② 必要事項を記入し、所属長の署名を受けて、互助組合に提出してください。
- 4 お願い
 - ・加入申込書は、郵便事情を考慮して早めに送付し、20 日以内に確実に当互助組合へ到着できるようにしてください。
 - ・加入申込書の提出が必要か不明な場合は、20 日以内に提出できるように早めに互助組合に照会等してください。ただし、共済組合が組合員資格を認定している関係上、当互助組合での判断が難しい場合は、当面、加入申込書を提出していただく場合がありますので、御了承ください。

退会手続き

次表のとおり、組合員区分により退会手続きの要否が異なります。該当者は、1の方法により退会時の手続きをしてください。

手続き	必要	不要
組合員 区分	給与の支給が市町費負担のフルタイム勤務職員 (共済組合員番号の1桁目がP及びZの方)	① 給与の支給が県費負担の有期職員 (任期付職員、臨時的任用職員、再任用職員、会計年度任用職員)
		② 給与の支給が市町費負担の短時間勤務職員 (共済組合員証番号の1桁目がL及びQの方)
		③ 当互助組合に未加入の方

【注意】 給付対象外の方から退会給付金の請求が多くあり、返送作業に時間を要しています。お間違いの無いよう、今一度対象者についてご確認ください。

- 1 提出方法
組合員が退職（組合員資格を喪失又は共済組合員証番号が変更）した場合は、「㊦退会給付金請求書」を提出してください。提出することで、退会給付金が支給されます。
 - ① 互助組合のホームページから「㊦退会給付金請求書」をダウンロードしてください。
 - ② 給付金受取口座の通帳のコピーを貼付して、互助組合に提出してください。